

大阪府吹田市 提案

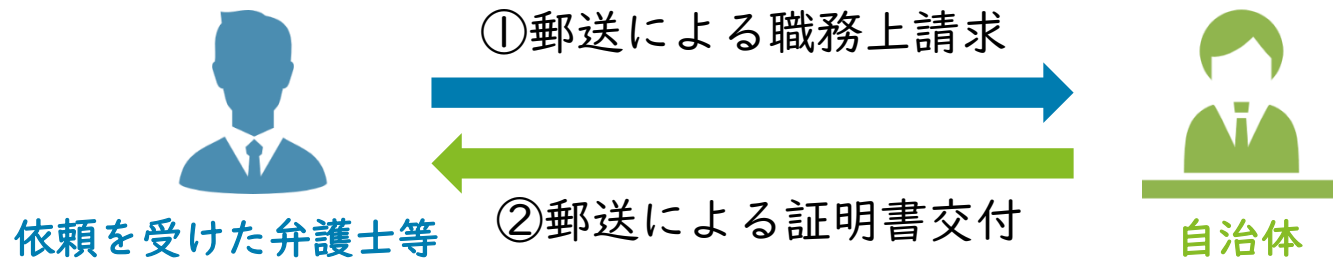
「弁護士等による各種証明書の職務上 請求の電子化」

令和7年5月9日（金）

大阪府 吹田市

1. 各種証明書の職務上請求における現状

弁護士等による各種証明書の職務上請求は、請求者が所属する会により請求様式が異なるなどの事情により、事実上、直接または郵送による請求が余儀なくされています



【対応内容】

- 以下の必要書類（吹田市の場合）を用意し、吹田市宛てに郵送
 - 弁護士会等が独自指定する様式（職印を押印したもの）の請求用紙
 - 弁護士等の本人確認書類
 - 切手を貼った返信用封筒
 - 証明書手数料としての定額小為替証書*（以降「定額小為替」として表記）

*証明書手数料のキャッシュレス化は吹田市含め複数自治体が導入している

【対応内容】

- 紙媒体の請求書を受領し、必要書類の過不足や不備を紙面で確認
- 定額小為替での手数料支払いで釣銭が発生する場合に、釣銭分の定額小為替を用意
- 郵送による証明書発送

請求者の所属する会により請求書様式が異なる、職印の押印がある請求書が必要、請求者の資格確認のための本人確認書類が必要などの事情により、ほぼすべての自治体がオンラインによる職務上請求に対応していない*

*本資料作成時点では、オンラインでの職務上請求に対応している自治体は見当たらない（吹田市調べ）

2. 郵送による各種証明書の職務上請求の課題

職務上請求が直接または郵送による請求に限られているため、市民・弁護士等・自治体それぞれに負担が発生しています



市民

- **証明書交付までに時間がかかる**

弁護士等に職務上請求の依頼をしてから、弁護士等に請求書等の発送、自治体側の書類確認、返送のプロセスを経るため、証明書交付までに数日間を要するほか、天候等の郵便事情による遅延リスクも存在する



依頼を受けた
弁護士等

- **必要書類の用意・発送に係る手間が大きい**

前述の請求書や切手を貼った返信用封筒などの準備物が多いほか、請求書発送に係る郵送費などの費用負担が発生する

- **証明書交付までに時間がかかる**

請求書等の発送から自治体に到着し、自治体側の書類確認、返送までに数日間を要するほか、天候等の郵便事情による遅延リスクも存在する



自治体

- **受領した請求書の点検や管理の事務負担が大きい**

請求者の資格によって請求書様式が異なるため請求書紙面の確認の事務負担が大きいほか、紙媒体の請求書の紙面の保管場所の確保や紛失リスクへの対応などの負担が生じている

- **釣銭返金のための定額小為替の確保が必要（購入用予算として吹田市は約10万円）**

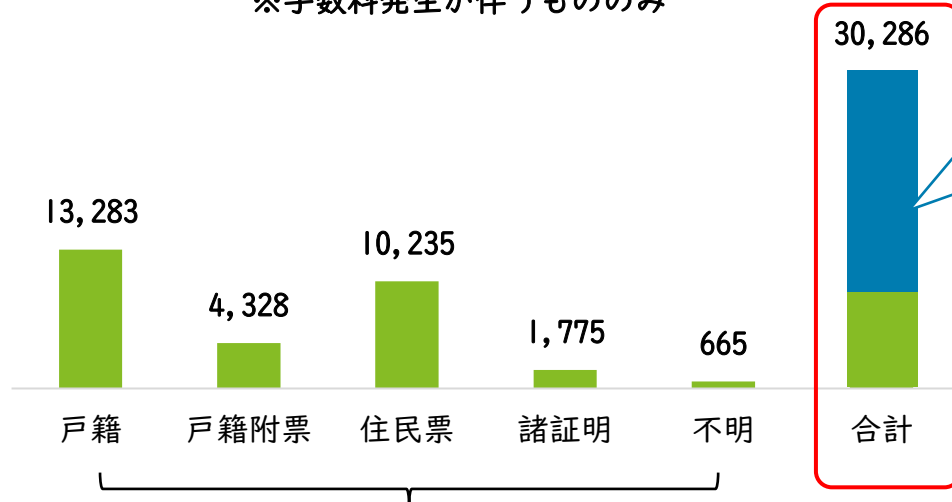
郵送請求の際の証明書手数料が定額小為替で支払われる場合の釣銭返金も定額小為替で支払わなければならない、釣銭返金のために定額小為替を常備しておく必要がある（定額小為替は利用期限があるため、期限管理等の事務負担も生じる）

3. 郵送による各種証明書の職務上請求の自治体負担

吹田市では、年間20,000件程度の郵送による職務上請求を受領しており、年間約3,300時間の事務負担が発生しているほか、書類の保管スペースの確保も必要となっています

吹田市の郵送請求の件数（令和5年度実績）

※手数料発生が伴うもののみ



郵送による各種証明書種別の内訳

郵送による各種証明書の
6-7割程度が職務上請求

年間20,000件程度

（担当職員への聞き取りによる概算）

職務上請求への対応時間
（書類整理と定額小為替の整理のみ）

年間約3,300時間

（=年間20,000件×10分）

上記のほか、

職務上請求の郵送関係書類の保管場所の確保も必要であり

年間で20cm×30cmの箱で**23～25箱程度**の書類を受領・保管している

4. 職務上請求の電子化の提案

前述の現状を踏まえ、以下のとおり、職務上請求の電子化を提案します

提案内容

戸籍法第10条の2及び住民基本台帳法第12条の3に規定する弁護士等の職務上請求において、電子申請を可能とするための制度を整備していただきたい。

なぜなら、前述のとおり、現在の請求方法では、紙媒体の郵送という方法であるがゆえに市民、弁護士等、自治体のそれぞれにとって負担が大きく、これらの負担は手続きの電子化によって解決可能であると考えます。

具体的な内容

戸籍法第10条の2第3項及び同条第4項及び同条第5項の規定における職務上請求を行う際の全士業統一の請求書様式をオンラインシステム上に作成する。

併せてその職の資格情報をマイナンバーカードに記載することで、マイナンバーカードを活用した電子申請を可能とする。

5. 職務上請求の電子化により期待できる効果

職務上請求の電子化により、市民・弁護士等・自治体の負担軽減につながります



市民

- **証明書交付までの時間が短縮できる**

職務上請求の申請のタイムラグがなくなり、証明書発行がスムーズとなる



依頼を受けた
弁護士等

- **必要書類の用意・発送に係る手間が軽減される**

電子申請により、郵送代の削減のほか、書類の印刷、発送の手間も軽減できる

- **証明書交付までの時間が短縮できる**

職務上請求の申請のタイムラグがなくなり、証明書発行がスムーズとなる



自治体

- **受領した請求書の点検や管理の事務負担が軽減される**

マイナンバーシステムを介した請求により、紙面の確認が不要となり、人的なミスの軽減につながるほか、紙面の紛失リスクや保管場所確保も不要となる

- **手数料のキャッシュレス支払いの普及により定額小為替の利用頻度を軽減できる**

申請の電子化に伴い、発行手数料のキャッシュレス支払いの利用率が向上することが想定され、自治体における釣銭対応のための定額小為替の常備額を削減できる

6-1. (参考) 関係法令

戸籍法 (抜粋)

〔第三者による請求〕

第十条の二 前条第一項に規定する者以外の者は、次の各号に掲げる場合に限り、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、それぞれ当該各号に定める事項を明らかにしてこれをしてしなければならない。

① (略)

② (略)

③ 第一項の規定にかかわらず、弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。次項において同じ。）、司法書士（司法書士法人を含む。次項において同じ。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。次項において同じ。）、税理士（税理士法人を含む。次項において同じ。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。次項において同じ。）、弁理士（弁理士法人を含む。次項において同じ。）、海事代理士又は行政書士（行政書士 法人を含む。）は、受任している事件又は事務に関する業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該業務の種類、当該事件又は事務の依頼者の氏名又は名称及び当該依頼者についての第一項各号に定める事項を明らかにしてこれをしてしなければならない。

④ 第一項及び前項の規定にかかわらず、弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士又は弁理士は、受任している事件について次に掲げる 業務を遂行するために必要がある場合には、戸籍謄本等の交付の請求をすることができる。この場合において、当該請求をする者は、その有する資格、当該 事件の種類、その業務として代理し又は代理しようとする手続及び戸籍の記載事項の利用の目的を明らかにしてこれをしてしなければならない。

⑤ (略)

第十条の三 第十条第一項又は前条第一項から第五項までの請求をする場合において、現に請求の任に当たっている者は、市町村長に対し、運転免許証を提示する方法その他の法務省令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を明らかにしなければならない。

6-2. （参考）関係法令

戸籍法施行規則（抜粋）

第十一条の二 戸籍法第十条の三第一項の法務省令で定める方法は、次の各号に掲げる方法とする。

一～三 （略）

四 戸籍法第十条の二第三項から第五項までの請求をする場合には、第一号に掲げる書類又は弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士若しくは行政書士（以下「弁護士等」という。）若しくは弁護士等の事務を補助する者であることを証する書類で写真をはり付けたものを提示し、弁護士等の所属する会が発行した戸籍謄本等の交付を請求する書面（以下「統一請求書」という。）に当該弁護士等の職印が押されたものによつて請求する方法

五 （略）

6-3. （参考）関係法令

住民基本台帳法（抜粋）

（本人等以外の者の申出による住民票の写し等の交付）

第十二条の三 （略）

2 市町村長は、前二条及び前項の規定によるもののほか、当該市町村が備える住民基本台帳について、特定事務受任者から、受任している事件又は事務の依頼者が同項各号に掲げる者に該当することを理由として、同項に規定する住民票の写し又は住民票記載事項証明書が必要である旨の申出があり、かつ、当該申出を相当と認めるときは、当該特定事務受任者に当該住民票の写し又は住民票記載事項証明書を交付することができる。

3 前項に規定する「特定事務受任者」とは、弁護士（弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士共同法人を含む。）、司法書士（司法書士法人を含む。）、土地家屋調査士（土地家屋調査士法人を含む。）、税理士（税理士法人を含む。）、社会保険労務士（社会保険労務士法人を含む。）、弁理士（弁理士法人を含む。）、海事代理士又は行政書士（行政書士法人を含む。）をいう。

4 （略）

5 第一項又は第二項の申出をする場合において、現に申出の任に当たっている者は、市町村長に対し、個人番号カードを提示する方法その他の総務省令で定める方法により、当該申出の任に当たっている者が本人であることを明らかにしなければならない。

6-4. （参考）関係法令

住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し等及び除票の写し等の交付に関する省令（抜粋）

（本人等以外の者の住民票の写し等の交付の申出につき申出の任に当たっている者が本人であることを明らかにする方法）

第十一条 法第十二条の三第五項に規定する総務省令で定める方法は、次のいずれかの方法とする。

一 （略）

二 法第十二条の三第二項の規定による住民票の写し等の交付の申出をする場合にあっては、前号イの書類又は同条第三項に規定する特定事務受任者若しくは特定事務受任者の事務を補助する者であることを証する書類（本人の写真が貼付されたものに限る。以下同じ。）を提示し、特定事務受任者の所属する会が発行した住民票の写し等の交付を申し出る書類に当該特定事務受任者の職印が押されたものによつて申し出る方法その他の市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める方法

三・四 （略）